

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 28 日

令和 8 年熊本地震被災自治体
高齢者施設等災害復旧事業担当課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和 8 年熊本地震による災害に係る「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」における特例等について

昨日、令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議において「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」がとりまとめ・決定されたところです。

これを受け、本日、令和 8 年度一般会計予備費の使用が閣議決定され、令和 8 年熊本地震により被災した高齢者施設等の復旧及び事業再開を支援するための経費として、

- ・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金（以下「災害復旧費」という。）5.7 億円
 - ・社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）（以下「事業再開支援費」という。）0.7 億円
- が盛り込まれました。

これに伴い、下記の対応を行うこととしておりますので、御了知の上、管内市町村・高齢者施設等へ周知いただくとともに、その取扱いに当たり遺漏なきようよろしくお願い申し上げます。

なお、本取扱いの詳細に関しては、追って、関係要綱等について所要の整備を行い、通知することとしています。

記

1. 令和 8 年熊本地震による甚大な被害状況を踏まえた対応

次のとおり国庫補助率の嵩上げや国庫補助額の引上げ等を行う。

- （１）災害復旧費について、過去の激甚災害に指定された災害と同様、国庫補助率の嵩上げを行う。
- （２）事業再開支援費について、補助上限額を 450 万円から 600 万円に引き上げるとともに、下限額 30 万円を廃止する。

2. 熊本県における特殊性に鑑みた特例

熊本県においては、平成 28 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨、令和 7 年の大雨に続き、今般の災害によって繰り返しの自然災害に見舞われており、その特殊性に鑑み、次のとおり特例を設けることとする。

- (1) 災害復旧費について、熊本県管内に所在する次に掲げる施設等（株式会社等の自治体連携型補助金の補助対象となる法人が運営するものを除く。）を補助対象に加え、以下の補助率を適用する。

（特例対象施設等）

ア 有料老人ホーム（次に掲げる要件のいずれかを満たすものに限る。以下「令和 8 年熊本地震特例対象有料老人ホーム」という。）

- ・「平成 28 年熊本地震」の発生（平成 28 年 4 月 14 日）以前から運営をしているもの
- ・「社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 51 号）による改正後の老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）により創設が予定されている「登録有料老人ホーム」に相当すると認められるもの（特定施設入居者生活介護の指定を受けている又は次に掲げるいずれかに該当する者を入居対象としているものをいう。）
 - ・要介護 3 以上の者
 - ・要介護者であって、一定の認知症を有すると認められる者
 - ・要介護者であって、一定の医療ニーズを有すると認められる者

イ 社会福祉法人や医療法人等が運営する訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問リハビリテーション事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、単独型の通所リハビリテーション事業所

ウ 医療法人等が運営する通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所

（特例対象施設等に係る補助率）

公費 5／6（国 2／3、県等 1／6）

注）訪問看護事業所について、熊本県における特例としてこの補助率を適用

- (2) 事業再開支援費について、令和 8 年熊本地震特例対象有料老人ホームを補助対象に加える。

3. その他

- (1) 災害復旧費の協議について

「令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」（令和 8 年 8 月 7 日社援発 0807 第 10 号老発 0807 第 4 号厚生労

働省社会・援護局長、老健局長通知)の別紙「令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」において、協議書の提出期限を「災害発生の日から 60 日以内」と定めているところであるが、2 の特例を設けたことに鑑み、熊本県管内の事業に限り、これを更に 30 日延長することとする。

(2) 事業再開支援費の協議について

協議書の提出期限については、令和 8 年 10 月末日と令和 9 年 1 月末日の 2 回を設定することを想定している。

なお、「令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧事業（介護事業所・施設等復旧支援事業分）の実施について」（令和 8 年 6 月 30 日老発 0630 第 1 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧事業（介護事業所・施設等復旧支援事業分）実施要綱」の 3 において、「本事業の国庫補助に係る交付の申請は、交付要綱の 8 において「別に定める日」までに行うこととされているが、円滑な事業の実施のため、災害ごとに事業の対象となる被災事業所等の状況把握に努め、当該状況把握の結果について、厚生労働省老健局からの求めに応じ、報告を行うこと。」とされていることを踏まえ、被害状況の把握に努めていただきたい。

(整理表) 間接補助の場合

	設置者	市町村	社会福祉法人	医療法人等	営利法人	公費		
						国	自治体	
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設		●	●	-	-	5/6	7/12	1/4
		●	●	-	-	5/6	7/12	1/4
		●	●	-	-	5/6	7/12	1/4
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
軽費老人ホーム ケアハウス 都市型軽費老人ホーム A型・B型 介護老人保健施設（併設する通所リハビリテーション事業所を含む） 介護医療院（併設する通所リハビリテーション事業所を含む）		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	-	-	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
老人デイサービスセンター 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 短期入所生活介護事業所 老人短期入所施設 夜間対応型訪問介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 訪問看護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型グループホーム 在宅介護支援センター 地域包括支援センター 介護予防拠点 有料老人ホーム 一定の要件を満たすもの		●	●	特例ウ	自治体連携型	5/6	2/3	1/6
		●	●	特例ウ	自治体連携型	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	特例ウ	自治体連携型	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
居宅介護支援事業所 訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 福祉用具貸与事業所 訪問リハビリテーション事業所 通所リハビリテーション事業所 老健・医療院併設のものを除く		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
		●	●	●	●	5/6	2/3	1/6
	特例ア	特例ア	特例ア	特例ア	自治体連携型	5/6	2/3	1/6
	特例イ	特例イ	特例イ	特例イ	自治体連携型	5/6	2/3	1/6

・・・熊本県管内の施設・事業所に適用される特例

・ ・ ・ 自治体連携型補助金（中小企業庁）（同補助金の要綱等に定めるものに限る）

社会福祉施設等災害復旧費補助金(令和8年熊本地震)

予備費:5.7億円

1. 概要

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。
また、熊本県では、繰り返し自然災害に見舞われている特殊性に鑑み、補助対象施設等の拡充を図る。

2. 補助対象施設

- ◇入所系施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院 等)
- ◇認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、一部の訪問・通所サービス 等
- + **熊本県内の一定の要件を満たす有料老人ホーム等を対象**

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費 (災害復旧事業が1件につき80万円以上)

※令和8年度から以下に要する費用を補助対象とする。

- ・土地:地割れ等の要件を撤廃し、事業運営に必要な土地の復旧
- ・借地・借家:所有者の修繕義務を前提とした上で、設置者の維持管理の責任の範囲内で実施する復旧

4. 設置主体

都道府県、市町村、
社会福祉法人 等

5. 補助率の引き上げ(激甚災害法第3条・第4条の本激指定の場合)

◇ 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム(激甚災害法の対象)

公費3/4(国1/2、都道府県等1/4)、事業者1/4 → 公費5/6(国2/3程度(注1)、都道府県等1/6程度(注1))、事業者1/6

注1 嵩上げ率は、自治体の税収と河川・道路、学校などを含めた災害復旧費事業の自治体負担額に応じて算定することから、「程度」と表記。

◇ 認知症高齢者グループホーム・介護老人保健施設等のその他施設(激甚災害法の対象外) (注2)

公費3/4(国1/2、都道府県等1/4)、事業者1/4 → 公費5/6(国2/3、都道府県等1/6)、事業者1/6

注2 東日本大震災、熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和2年7月豪雨、令和4年8月豪雨等、令和5年豪雨、令和6年能登半島地震等の際も、予算措置等により同様に対応。

※1 上記の補助率は、公立ではなく、社会福祉法人等の民間法人立施設の場合。 ※2 その他施設は種類によって補助率が異なる。

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



(参考2)

社会福祉施設等設備災害復旧費補助金(令和8年熊本地震)

予備費:0.7億円

自然災害により被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する設備等の経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスを提供する。

また、熊本県では、繰り返し自然災害に見舞われている特殊性に鑑み、補助対象施設の拡充を図る。

1. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

2. 補助基準額

1 施設あたり450万円（下限額30万円）

※激甚災害法第3条・第4条の本激指定の場合は、

1 施設あたり600万円（下限額なし）

3. 補助対象

災害により被災した介護事業所・施設等を有する事業者
（対象となる事業所・施設等は右のとおり）

4. 補助対象となる経費の例

- ・ 事業所の車輛（訪問、送迎、移送用）
- ・ 事務用品、事務機器（パソコン、デスク、コピー機、キャビネットなど、事業所・施設事務に要するもの）
- ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
- ・ 井戸の原形復旧費（※）、配管の加圧試験、水循環型シャワーの導入経費
（※）施設の災害復旧費の対象とならないものに限る
- ・ その他事業再開に必要となる初度経費

＜補助対象：全ての介護サービス事業所・施設等＞

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、介護予防拠点

+ 熊本県内の一定の要件を満たす有料老人ホームを対象